

【資料 1】

京都市中央卸売市場 業務条例改正案（骨子）

令和元年8月

目次

- 1 改正卸売市場法の概要**
- 2 京都市場の特徴・強み**
- 3 取引ルール等に関する取引参加者の意見**
- 4 業務条例改正案の骨子**
- 5 今後のスケジュール**

1 改正卸売市場法の概要

(1) 改正法のポイント

- 中央卸売市場の開設者を自治体に限定せず，民間でも可とした。
- 取引の公正・透明性を確保するための最小限の規制以外は，国の関与を極力排除し，主な取引ルール等については，各市場が必要に応じて定めることができるようになった。
- 主な取引ルール等の設定に当たっては，卸売業者及び仲卸業者だけでなく，出荷者や売買参加者をはじめとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴くことが義務付けられた。

(2) 主な改正内容

項目		現行法	改正法
中央卸売市場の開設		開設者は都道府県又は人口20万人以上の市等 → 国が「認可」	開設者の制限なし → 国が「認定」
取引ルール	共通	差別的取扱いの禁止(※1)	同左
		受託拒否の禁止(※2)	
		売買取引の方法の公表	
	その他	第三者販売の原則禁止(※3)	<u>取引参加者の意見を聴取し、各市場で必要に応じて設定</u>
		直荷引きの原則禁止(※4)	
		商物一致の原則(※5)	

※1 卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

※2 卸売業者は、販売委託の申込みがあった場合、正当な理由がなければ拒んではならない。

※3 卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない(ただし、例外規定あり)。

※4 仲卸業者は、当該市場の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない(同上)。

※5 卸売業者は、当該市場内に集荷された生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない(同上)。

2 京都市場の特徴・強み

【京都市場の特徴】

① 卸，仲卸の明確な役割分担のもとで行われる取引

・ せり売の割合が高い。

<28年度金額>

京都市場（全国平均） 野菜 13.5%（8.9%） 果実 16.4%（14.4%） 鮮魚 29.4%（26.2%）

・ 「第三者販売」や「直荷引き」が極めて少なく，卸売業者，仲卸業者の明確な役割分担のもとで構築された取引関係がある。

<27年度金額>

「第三者販売」… 京都市場（全国平均） 青果 0.9%（9.6%） 水産 10.4%（22.5%）
「直荷引き」… 京都市場（全国平均） 青果 0.5%（20.5%） 水産 1.9%（18.2%）

② 産地との太い絆

・ 全国の中央卸売市場で唯一，京都及び滋賀の近郷野菜を専門に扱うせり場と仲卸業者を有しており，京野菜のブランド化に貢献するなど，府内生産者との太い絆がある。

③ 小売店や料理飲食店等との強い結びつき

・ 小売事業者や飲食業者との取引の割合が高い。

<28年度数値>

京都市場（近隣都市(※)） 野菜 20.5%（18.7%） 果実 27.2%（13.3%） 鮮魚 51.7%（25.0%）

(※) 3都市（大阪市，大阪府，神戸市）の平均値（取扱量），本市場は取扱金額

⇒ これらは他市場にない京都ならではの「強み」

3 取引ルール等に関する取引参加者の意見

(1) 取引ルール等に関する意見聴取の状況

<第一市場>

取引参加者等の意見を聴取するため、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、生産者、小売事業者、消費者の6部会で構成する「**条例改正検討会議**」を**昨年11月に設置し、30回を超える議論を重ねた。**

(参考) 開催経過

部会	参加団体等	開催状況
卸売業者会議	京都青果合同(株) 大京魚類(株), (株)大水	9回開催 (11/12,30,12/10,1/7,8 2/14,15,19,4/5)
仲卸業者会議	青果仲卸2組合 水産仲卸2組合	12回開催 (1/16, 2/15は2回開催) (11/20,21,12/6,1/16,2/14,15,18,4/4,15,23)
関連事業者会議	関連事業者連合会 総合食品協同組合	4回開催 (各日2回開催) (1/17,5/9)
生産者会議	J A全農京都 京都府漁業協同組合	2回開催 (1/28,30)
小売事業者会議	京都青果物小売協同組合 京都水産物商業協同組合	2回開催 (1/22,2/4)
消費者会議	京都市地域女性連合会 新日本婦人の会 等	4回開催 (12/20,25,27,1/10)

<第二市場>

取引参加者等への意見聴取を、卸売会社（1社）、売買参加者（69社）、生産者（9社）、関連事業者（1社）に対して1月から実施した。

（参考）実施経過

取引参加者等	対象団体等	実施状況
卸 売 会 社	京都食肉市場(株)	随時，面談による意見聴取を実施
売 買 参 加 者	京都食肉買参事業協同組合 京都食肉臓器小売商協同組合 等	面談又は書面による意見聴取を実施 (1/21~2/15)
生 産 者	畜産農家（肥育（牛）・養豚）	面談又は書面による意見聴取を実施 (1/21~2/15)
関 連 事 業 者	(株)京都銀行	随時，面談による意見聴取を実施

(2) 取引参加者等の主な意見

- 円滑な集荷・分荷や適正な価格形成といった市場機能を維持するためには、卸売業者と仲卸業者の明確な役割分担が不可欠であり、第三者販売及び直荷引きの原則禁止は残すべきである。
- 人手不足等により物流環境が厳しさを増す中、業務の効率化やコスト削減、更には食材の鮮度保持にも資することから、市場に集荷された食材以外の卸売をしてはならないとする商物一致の原則は見直すべきである。
- 安全・安心な食材を安定供給するといった公的な使命を果たし、適正な取引を維持していくためには、開設者(京都市)が卸売業者を許可する権限を有し、今後とも適切に指導監督していく必要がある。

4 業務条例改正案の骨子

【主な内容】

＜第三者販売及び直荷引き＞

卸売業者と仲卸業者の関係性を維持し、**今後市場機能が適切に発揮できるように、原則禁止とする。**ただし、**輸出の拡大など、市場の活性化や競争力強化に資する場合は、柔軟に対応できるように、例外規定を設けることとする（詳細は参考1及び2のとおり）。**

＜商物一致の原則＞

数量や規格が統一され、必ずしも市場で現物を確認しなくても良い食材がある中、**物流の効率化等に取り組むことができるよう、規定を廃止する（詳細は参考3のとおり）。**

＜卸売業務の許可＞

これまで国による許可が必要であったが、**卸売市場法の改正に伴い当該規定が廃止されたため、新たに本条例で定める。**これにより、開設者（京都市）に卸売業務の許可権限を付与し、**指導監督等の実効性を担保することで、公正かつ安定的な業務運営を維持する（※）。**

※ 仲卸業務については、従前から条例に基づき開設者（京都市）が許可権限を有する。

＜売買取引の方法＞

適正かつ公正な価格形成に重要な役割を果たす「せり売」による取引を優先して行うよう、努力義務規定を新設する。

＜市域における卸，仲卸業者による小売の制限＞

小売事業者等との無秩序な競合を防止することにより、円滑な流通秩序を維持し、市民への安定供給を確保するため、制限を維持する。

＜卸売業者の自己買受け＞

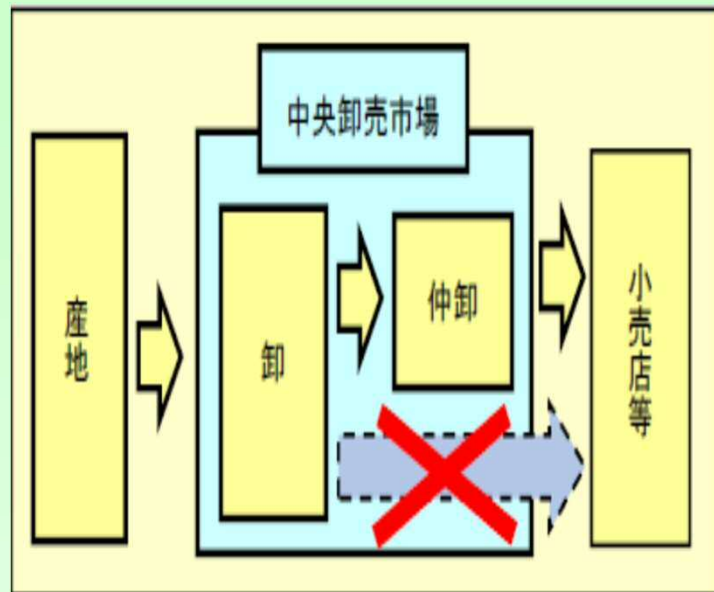
取引の拡大を図るため、卸売業者が委託物品等を自ら買い受け、それらを加工して付加価値を与えたうえで販売ができるように変更する。

＜差別的取扱い及び受託拒否の禁止等＞

共通の取引ルールとして改正卸売市場法に定められたことを踏まえ、必要な規定整備を行う。

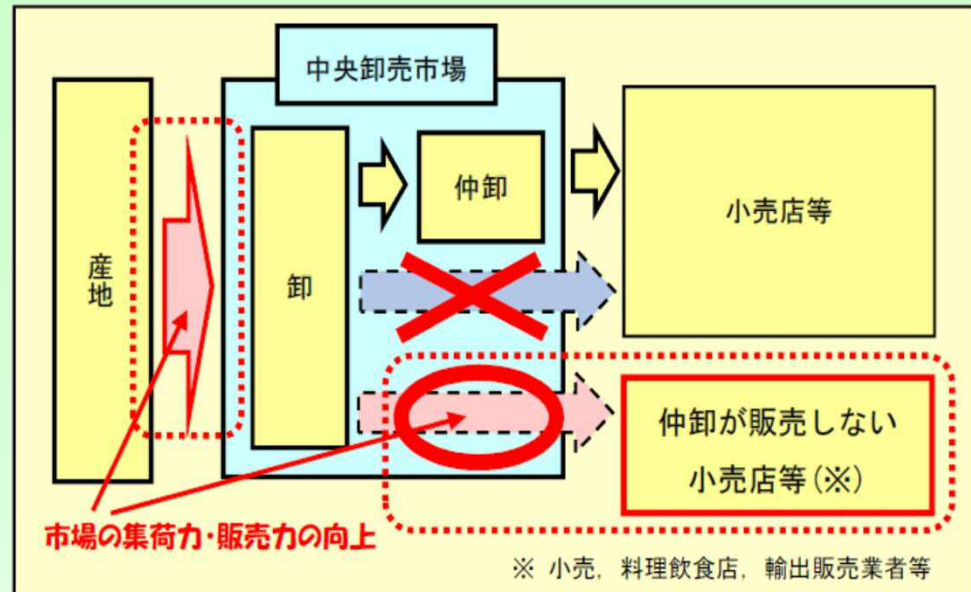
【参考1】 第三者販売の原則禁止（条例第41条）

<現在>



○ 卸による小売店等への直接販売は原則禁止

<改正後>



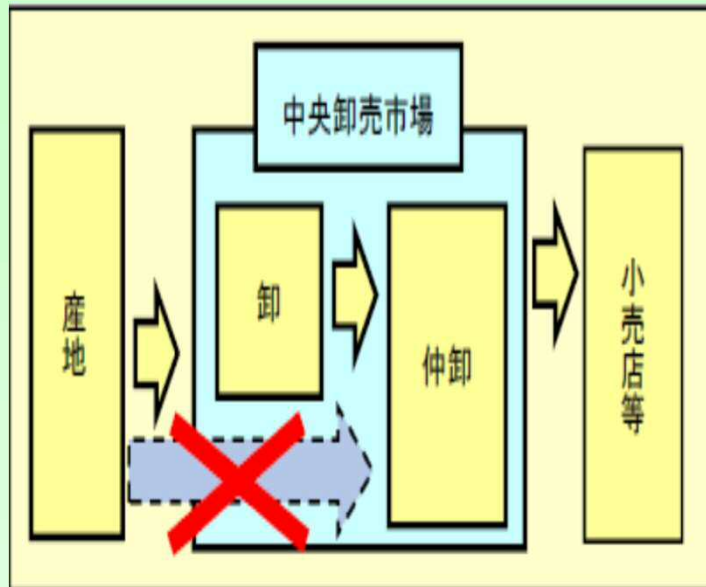
○ 例えば仲卸が販売しない小売店への販売など、市場の活性化に資する取引は可とする

※ 小売、料理飲食店、輸出販売業者等

- ・ 卸売業者と仲卸業者の明確な役割分担を維持し、**今後も市場機能が適切に発揮できるように、第三者販売は原則禁止とする。**
- ・ ただし、**例外的に市場の活性化に資する取引は可とし、集荷力・販売力の更なる向上を図る。**

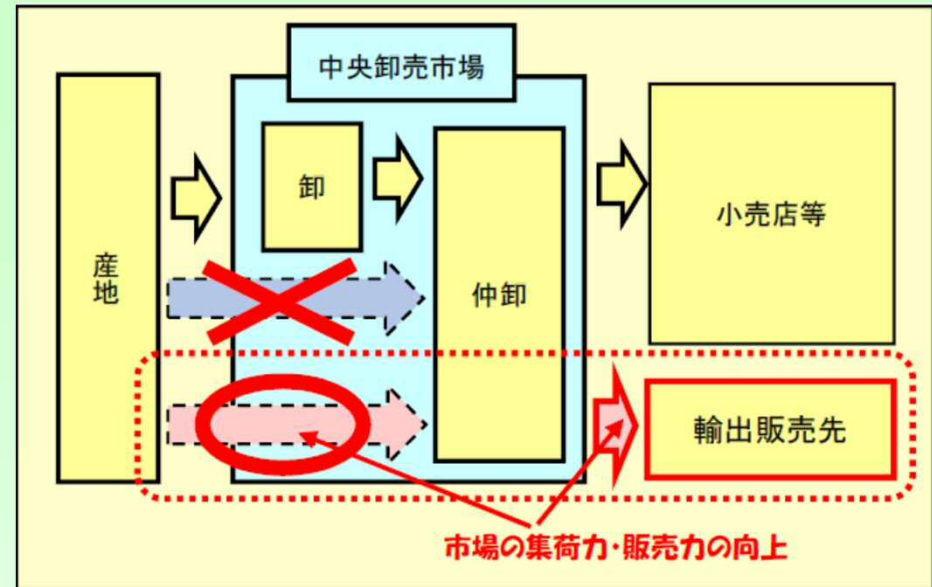
【参考2】直荷引きの原則禁止（条例第50条）

＜現在＞



○ 仲卸による卸以外からの**直接集荷**は原則禁止

＜改正後＞

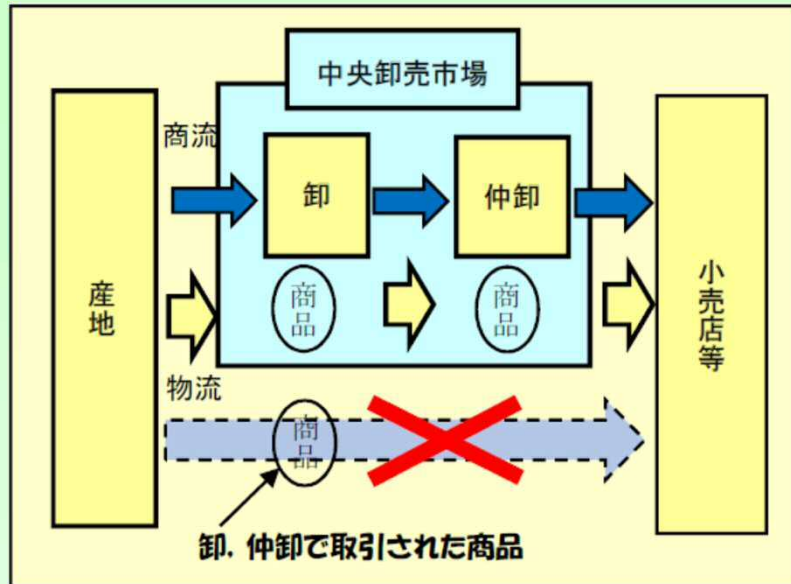


○ 例えば輸出販売の拡大に必要な直接集荷など、**市場の活性化に資する取引は可とする**

- ・ 卸売業者と仲卸業者の明確な役割分担を維持し、**今後も市場機能が適切に発揮できるよう、直荷引きは原則禁止とする。**
- ・ ただし、**例外的に市場の活性化に資する取引は可とし、集荷力・販売力の更なる向上を図る。**

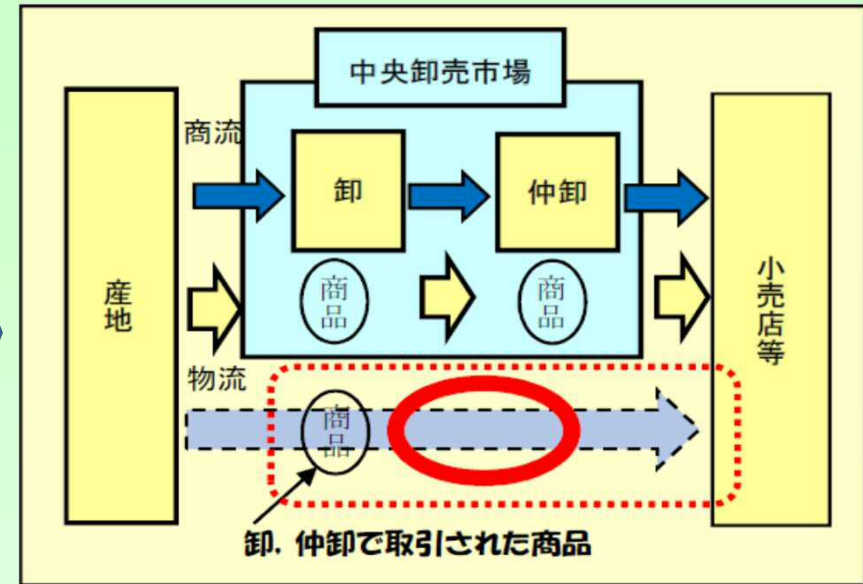
【参考3】 商物一致の原則（条例第43条）

＜現在＞



○ 市場内にある生鮮食料品等以外の卸売と直送は原則禁止

＜改正後＞



○ 市場外にある生鮮食料品等の卸売と直送を可とする

・ 物流環境の厳しさを踏まえ、競争力強化（業務の効率化やコスト削減）や食材の鮮度保持向上に取り組むことができるよう、当該規定は廃止する。

5 今後のスケジュール

【現時点のスケジュール案】

年月	改正卸売市場法関連	改正業務条例関連
令和元年9月		「京都市中央卸売市場業務条例改正案」を市会に提出
令和2年3月迄		国への「認定」申請
同年6月21日	「改正卸売市場法」施行	「改正京都市中央卸売市場業務条例」施行